

熊本市防災基本条例

令和4年9月30日

条例第33号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 自助、共助及び公助（第4条—第10条）

第3章 情報の収集、分析及び発信（第11条）

第4章 多様性の尊重（第12条）

第5章 復旧及び復興（第13条）

第6章 災害の教訓等の伝承（第14条—第16条）

附則

本市は、これまで、水害、台風及び地震等の自然の脅威によって、市民生活や都市基盤、過去からの貴重な遺産等が甚大な被害を受けてきた。特に、平成28年熊本地震では、我が国観測史上初となる2度にわたる大規模な地震により、多くのかけがえのない生命が失われ、甚大な被害をもたらした。

その中で、私たちは、互いに支え合いながら復旧・復興に力を尽くすとともに、災害が残した爪痕と先人たちの記録から学び、教訓を得、これを後世に伝えていき、災害に備えることの大切さを痛感した。

私たちは、これまでの災害の経験を生かして、あらゆる災害から市民の生命、身体、財産、そして暮らしを守るため、協働の精神で、平時から防災活動に取り組み、それを次の世代に伝えていくことで、誰もが安心して暮らすことができる真に災害に強いまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るために、防災に関する基本的な考え方を示し、市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにするとともに、防災に関する意識の醸成を図ることに

より、地域防災力の最大化を図り、もって現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、噴火その他の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 地域防災力 住民一人一人が自ら行う防災活動、地域の防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。
- (4) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- (5) 事業者 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人をいう。
- (6) 地域の防災組織 校区防災連絡会（熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織をいう。）、避難所運営委員会（指定避難所（災害対策基本法第49条の7第1項の指定避難所をいう。）の開設及び運営並びに運営の規準の策定を行う組織をいう。）及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。）をいう。
- (7) 避難所 居住等の場所から一時的に避難した市民等を必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設であって、被災者支援の地域拠点としての機能を持つものをいう。
- (8) 帰宅困難者 災害に伴う交通の途絶等により、帰宅が困難となった者をいう。
- (9) 避難行動要支援者 本市に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特

に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行われなければならない。

2 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、これまでの災害の記録、記憶及び教訓（以下「災害の教訓等」という。）を日常生活に生かし、災害の発生に備えるとともに、これを次の世代に伝承していかなければならない。

第2章 自助、共助及び公助

(市民の役割)

第4条 市民は、次に掲げる取組を行うことにより、自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとする。

- (1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、災害発生時において自立した生活を確保するための必要な物資等の備蓄に努めること。
- (2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得し、家族と共有するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。
- (3) ハザードマップ（災害の範囲、程度等の予測を示す地図をいう。以下同じ。）等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、災害発生時に自ら及びその家族が安全を確保するための行動を迅速かつ適切にできるよう備えること。
- (4) 災害発生時においては、近隣の者の間において助け合うこと。
- (5) 災害発生時においては、ボランティア等の多様な支援の選択肢があることを理解し、その活用を検討し、自らの暮らしの再建に生かすこと。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時における避難行動、安否の確認方法その他の従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。
- (2) 災害発生時においては、自らの能力を活用して、市民等の安全に貢献すること。

- (3) 平時から地域における防災の取組に協力すること。
- (4) 市が実施する防災に関する施策に協力すること。
- (5) 従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
- (6) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保すること。

(地域の防災組織の役割)

第6条 地域の防災組織は、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) ハザードマップ等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、必要な資機材の準備及び訓練を実施すること。
- (2) 地域の特性に応じて、平時から住民との連携を深め、地域の住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を促進すること。
- (3) 災害発生時においては、市その他関係機関と連携し、災害に関する情報の収集及び伝達、初期消火、救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うとともに、地域の被災者支援等の復旧に向けた活動を推進すること。

(市の役割)

第7条 市は、第1条の目的を達成するため、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、関係機関及びボランティア団体との間において、災害発生時における協力体制を構築しなければならない。
- 3 市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。
- 4 市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための体制を整備しなければならない。
- 5 市は、他の地方公共団体との間において、災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めるものとする。
- 6 市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。
- 7 市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、市民等の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。
- 8 市は、研修、防災訓練等により、職員の災害対応に係る能力の向上に努めなければならない。

9 市は、災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点施設の機能の強化に努めなければならない。

10 市は、複合災害（複数の災害が同時又は短期間に発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）その他の防災に関する施策の実施が困難な状況を想定した体制の整備等に努めなければならない。

（避難所の運営等）

第8条 市民、地域の防災組織、避難所を設置する施設の管理者及び市は、平時から連携を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、互いに協力して避難所の運営を行うものとする。

2 市は、市民及び地域の防災組織が適切に避難所を運営できるよう、運営に係る物資の準備、平時の訓練その他の必要な支援を行うものとする。

3 市は、避難所を運営する市民及び地域の防災組織と協力し、それぞれの避難者の状況に応じた必要な支援に取り組むものとする。

4 市は、事業者及び地域の防災組織と協力し、車中泊避難者、在宅避難者等の把握に努め、必要な支援に取り組むものとする。

（帰宅困難者に係る対策）

第9条 市民は、自ら及びその家族が帰宅困難者となった場合に備え、安否の確認方法の取決めその他必要な準備を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合に備え、その滞在のために必要な物資等の備蓄その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

3 市は、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制を整備するものとする。

（避難行動要支援者への支援）

第10条 市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）が円滑に行われるための仕組みを構築しなければならない。

2 市は、避難支援等を行うために必要な情報の収集及び整理をするとともに、これを避難支援等に関わる地域団体（町内自治会その他の地域活動を行う団体をいう。以下同じ。）その他関係機関と共有するよう努めなければならない。

3 市は、避難行動要支援者及びその家族等（以下「避難行動要支援者等」という。）

が避難支援等の取組に対する理解を深めることができるようにするとともに、避難行動要支援者等と避難支援等に関わる地域団体、医療又は福祉に関する団体その他関係機関との連携が深まるよう努めなければならない。

- 4 避難支援等に関わる地域団体その他関係機関は、平時から地域活動等を通じて、避難行動要支援者の避難を支援するために必要な情報を収集し、その支援につながるよう努めるものとする。

第3章 情報の収集、分析及び発信

(正確な情報の発信等)

- 第11条 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、市民、事業者及び地域の防災組織が早めの避難その他の適切な行動がとれるよう、防災に関する情報を正確かつ迅速に発信するとともに、当該情報を取得できる環境を整備しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する情報の発信に当たっては、災害発生時に錯綜する情報を適切に整理し、これを分析することにより、情報の正確性を確保しなければならない。
- 3 市民、事業者及び地域の防災組織は、災害発生時には正確な情報を収集し、これに基づき行動するよう努めるものとする。

第4章 多様性の尊重

- 第12条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。

第5章 復旧及び復興

- 第13条 市は、災害による被害を受けたときは、被害を受けた地域の速やかな復旧を実施しなければならない。
- 2 市は、前項の復旧に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と連携するものとする。
- 3 市は、必要に応じ、被災者の住宅、健康その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の支援に取り組むものとする。
- 4 市は、災害により本市の区域に甚大な被害が生じ、本市の市民生活、経済活動等の活力が低下している場合は、前3項に規定する復旧の取組に加え、市民、事業者及び地域の防災組織と協働し、当該活力を取り戻すための各種施策（以下「復興施

策」という。)の実施に努めなければならない。

- 5 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、復興施策の実施の過程において得た知見、能力等を平時のまちづくりの取組に生かすよう努めるものとする。

第6章 災害の教訓等の伝承

(災害の教訓等の活用等)

- 第14条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、その実施する防災の取組に災害の教訓等を積極的に活用するよう努めなければならない。

- 2 市は、災害の教訓等を次の世代に伝承していくため、災害の教訓等に関する資料を保存するものとする。

- 3 市は、災害の教訓等を広く発信し、他の地方公共団体の防災に貢献するよう努めるものとする。

(防災教育)

- 第15条 市、市民、事業者及び地域団体は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じて防災教育を推進するものとする。

- 2 子どもへの防災教育に当たっては、学校教育その他の場を通じて、防災に関する知識、判断力、行動力等を習得できるよう配慮するものとする。

(熊本地震の日)

- 第16条 市は、平成28年熊本地震を通じて得た災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深めることを目的として、毎年4月16日を熊本地震の日と定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。